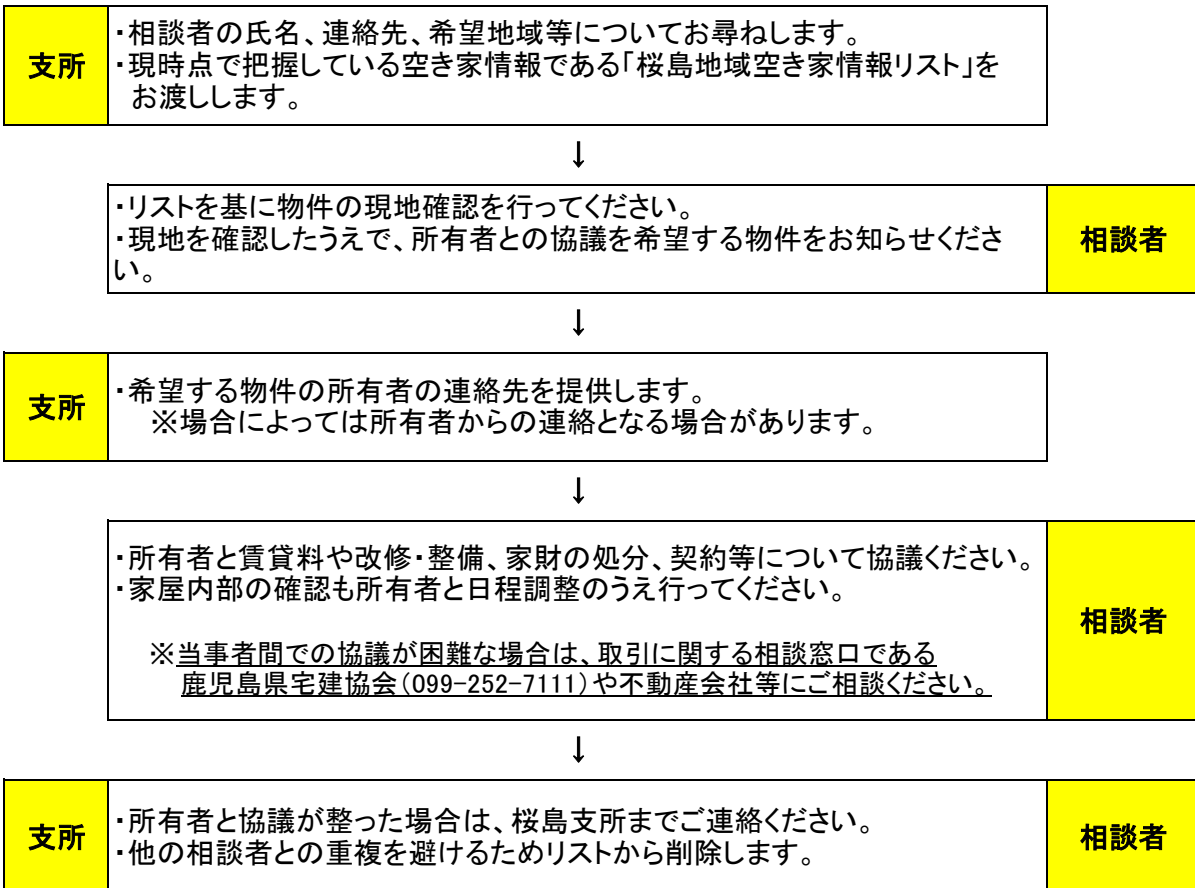


桜島地域の空き家をお探しの方へ

【事業のご案内】

- 桜島支所が紹介する空き家は、所有者が「貸してもよい」、又は「売ってもよい」という空き家の情報を提供させていただくもので、売買や賃貸手続きを仲介するものではありません。
- 紹介させていただく空き家は、家屋の改修や設備の整備、また家財の処分が必要な場合もあり、相談者様が即時にご入居可能な物件とは限りません。
- ご入居に関しましては、当事者間で賃貸料の設定や改修・整備等の負担に係る協議、契約等を行っていただくこととなります。
- 空き家の紹介はいたしますが、法律により当支所(市)が契約等に関与することはできません。

【契約までの手続きの流れ】



桜島支所
桜島総務市民課
TEL:099-293-2346
東桜島総務市民課
TEL:099-221-2111